

J R小浜線高齢者運賃助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、J R小浜線に乗車する満65歳以上の市民に対し、運賃の一部を助成することで、J R小浜線の利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成金の対象となる者は、小浜市内に住所を有する65歳以上の者とする。

(対象経費)

第3条 この助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、J R小浜線の区間（敦賀駅から東舞鶴駅まで）に係る運賃（小浜市内駅と目的地駅間の往復運賃または片道運賃とし、団体割引乗車券の適用がある場合はその額。以下同じ。）とする。

2 J R小浜線の区間に係るものであっても回数乗車券および定期乗車券はこの補助金の対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象経費に100分の20を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者がおばませんサポーターの資格を有する場合の助成金の額は、対象経費に100分の22を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前条の対象経費について、この助成以外の助成または補助を受けている場合は、この助成金を受けることができない。

(助成金の申請および請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、J R小浜線高齢者運賃助成金申請書兼請求書（様式第1号）に領収書または乗車券購入証明書（様式第2号）の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請および請求は、乗車券を購入した日から6月以内または購入した日が属する年度の3月末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

3 市税に滞納がある者は、この助成金を申請および請求することができない。

(助成金の支払)

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、J R小浜線高齢者運賃助成金決定通知書（様式第3号）をもって当該申請者に交付を決定した旨を通知し、申請者の指定する金融機関に口座振替により助成金を交付するものとする。

2 市長は、当該月の初日から末日までに提出された請求書に係る助成金を翌月末までに支払うものとする。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、申請に虚偽または不正があったときは、申請者に対する助成金の交付を取り消し、その全部を返還させるものとする。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。